

経営者のための やさしい企業年金教室

2021年2月17日

37 時限目：企業型確定拠出年金(DC)運営管理機関の評価・検討

2016年6月の確定拠出年金法の改正により「運営管理機関の評価・検討」が義務化され、2018年5月1日に施行されました。

■ 改正の内容

「事業主は、少なくとも5年ごとに(5年の起点は施行日。施行日より後にDCを開始する場合は制度開始日。下図参照)、運営管理機関の運営管理業務の遂行状況の評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認められるときは、DC運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

■ 評価・検討する主な事項

少なくとも以下の事項について報告を受け、運営管理業務の遂行状況について評価を行うよう厚生労働省から通知されています。

1. 運用に関する下記の事項

(1) 提示された商品群のすべて(または多く)が1金融グループに属するものであった場合、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであると言えるか。

※金融グループが事業主のメイン銀行であったり大株主であったりする場合があります。

(2) 提示された商品が他の同種の商品よりも劣っている(運用成績、利回り、安全性、手数料等)場合に、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであると言えるか。

※運営管理機関等の利益が優先されている場合があります

(3) 商品の手数料について詳細が開示されていない、または開示されているが加入者にとって一覧性がない、もしくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。

(4) 運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合に、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであると言えるか。

2. 運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む)、またその報告があったか。

3. 加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか(例えばコールセンターや加入者ウェブの運営状況)。

4. 上記以外にも、運営管理機関から運営管理業務に付随して提供を受けているサービス(例えば投資教育を委託している場合の投

経営者のための やさしい企業年金教室

資教育の内容や方法等)で点検すべき項目がある場合は、当該項目についても評価することが望ましい。

■ 評価・検討の状況

2018年5月に施行されてから3年近くになりますが、実際に評価・検討を行った事業主は半数程度にすぎません。残すところ2年余りであり、まだ実施していない事業主は早急に実施

する必要があります。実際に、「運営管理機関の評価・検討」はどうしたらよいかとの問い合わせが増えてきています。もし実施の仕方が分からない場合は、委託している運営管理機関以外の専門家に、相談することをお勧めします。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 葉山 俊夫

【イメージ図】

改正DC法(評価・検討)の施行日

2018年5月1日

